

優遇措置を受けるまでの流れ

Step1 猪苗代町特定創業支援事業「創業支援塾」の受講

- ・創業に必要なスキルについての講義を受講していただきます。
- ・特定創業支援事業の証明書発行は、当該講義のうち、「販路開拓」、「経営」、「財務」、「人材育成」の4つの知識に関する講義をすべて受講し、かつ8割以上出席した方であることを要件とします。
- ・上記要件を満たした方には当該創業支援事業者が「修了証」を発行します。
※受講の際、証明書の確認に必要な情報（氏名、住所、電話番号、支援内容等）が当該創業支援事業者の備える名簿へ登録されますのでご了承ください。（本事業以外での使用は一切いたしません。）
- ・創業支援塾開講場所

猪苗代町商工会

猪苗代町字沼田 3972-1
電話 0242-62-2331

会津商工信用組合

会津若松市中央 1-1-30
電話 0242-22-6565



Step2 証明書の交付申請

(1) 申請に必要な書類を準備する

- ①「認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する申請書」（別紙第1号様式。以下「証明申請書」といいます。）・・・必要な証明書の部数
- ②「認定特定創業支援事業に係る個人情報の提供等に関する同意書（別紙第2号様式）」・・・1部
- ③創業支援塾の主催者が発行する修了証の写し・・・1部

(2) 猪苗代町に申請書を提出する

上記書類を猪苗代町商工観光課に郵送または持参してください。申請期限は、証明申請書の「1 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間」欄に記載する事業のうち、最も新しい支援実施の日付から起算して1年以内です。

※やむを得ないと認められる場合を除き、原則、証明書の再交付は行いません。優遇措置を複数受ける予定の方は、交付を希望する枚数分の証明申請書が必要です。（提出先によっては写し可の場合があります。）
証明申請書の記入はコピーでも構いませんが、それぞれに押印してください。

※証明書は即日発行できませんので、日にちに余裕を持って申請してください。

(3) 証明書の交付

証明申請書の記載内容を審査し、要件に該当する場合「認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書」を申請者に交付します。

Step3 優遇措置を受ける

各制度の担当窓口で優遇措置に係る手続きの際に「認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書」を提出し、優遇措置を受けます。また、証明書のご利用にあたっては以下の点にご注意ください。

■証明書の有効期限は証明の日から次の①～⑤までに掲げる日のうち、最も早く到来する日までです。

- ①認定創業支援事業計画の期間終了日（猪苗代町は令和8年3月31日）
- ②租税特別措置法第80条第2項に規定する期間の最終日（令和4年3月31日まで延長）
- ③個人の開業日から5年を経過する日の前日
- ④会社の設立日から5年を経過する日の前日
- ⑤証明の日から1年を経過する日の前日